

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 物納は修正申告分の税もできるのか

Q: 相続で遺産の分割の話し合いが遅れたため、期限内に未分割で申告書を提出していました。今回やっと遺産分割がまとまったので修正申告をするのですが、税額を物納で納めることは出来ますか。

A: 結論から言いますと“出来ます”。

相続税の物納は、納付すべき相続税を金銭で納付することが困難である場合に、納税者の申請により、その納付することを困難とする限度において許可されるものです。

物納申請することのできる相続税は

- ①期限内申告、②期限後申告、③修正申告、④更正又は決定により納めることになったものについても認められています。

これらすべてが含まれていますので、当然修正申告による納税も、物納で行うことができます。

また修正申告による物納物件ですが、これは何も期限内申告分に充てた物納物件と分ける必要はありません。物納物件の収納価額さえ合えば、期限内申告分と修正申告分の物納を、ひとつの物納物件で行うことも可能です。

ただし、ここにいう「相続税」は本税だけに限られ、加算税や延滞税などは含まれません。

